

特別養護老人ホーム太陽の園

重 要 事 項 説 明 書

契約者 殿

あなた様に対する施設介護サービス提供にあたり、当事業所があなた様に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の名称

法人の名称	社会福祉法人 吉田福祉会
法人の所在地	〒959-0214 新潟県燕市吉田法花堂740番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 細貝 好美
電話番号	0256-92-3339 (代)

2 ご利用施設

施設の名称	(指定介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム太陽の園		
施設所在地	〒959-0214 新潟県燕市吉田法花堂740番地		
新潟県知事の 事業者指定年月日	平成12年4月1日	指定番号	1571300514
管理者名	中野 弘行		
電話番号	0256-92-3339 (代)		
F A X	0256-93-5300		

3 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

(指定介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム太陽の園 (以下「施設」という) の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を運営規程に定め、要介護者に対し、適切な介護福祉施設サービスを提供いたします。

(2) 基本方針

この事業は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを目的としております。

当施設は、介護が必要な方の暮らし全般に目を向け、これまでの生き方に着目しながら、障がいにより欠けた部分を補い、持てる力・健康な力を引き出すことを目指します。このため、日本社会事業大学教授の金井一薫先生が開発した「コミチャートシステム」を活用し、利用者がもつ日常生活を送る上での課題や願いを発見し、利用者の思いを重視したサービスの提供に努めてまいります。

4 施設の概要

敷地面積	6,615.30㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建(耐火建築)
延べ床面積	3,157.39㎡
利用定員	70人

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	一人あたり面積	居室類型
1人部屋	2室	16.5㎡	16.5㎡	従来型個室
4人部屋	17室	33.0㎡	8.25㎡	多床室

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積
食 堂	1	135 m ²
機能回復訓練室	1	55 m ²
静 養 室	1	24 m ²
便 所	6	144.2 m ²
礼 拝 室	1	21 m ²
談話コーナー	1	—
面会コーナー	1	22.8 m ²
ボランティア休憩室	1	7.5 畳
一 般 浴 室	1	36 m ²
特 別 浴 室	1	54 m ²
脱 衣 室	1	45 m ²

(3) 平面図

パンフレットをご参照ください。

5 職員配置 (平成22年4月1日現在)

職種	員数	区 分		常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保有資格
		常勤	非常勤			
管 理 者	1	1		1	1	社会福祉士
サ ー ビ ス 提供責任者	1	1		1	—	介護支援専門員
事 務 員	5	3	2	3.5	—	社会福祉主事 等
介 護 職 員	35	26	9	32.8	24	介護福祉士 ヘルパー1・2級 等
看 護 職 員	8	3	5	5.7		看護師・准看護師 等
機能訓練指導員	1	1		1	1	看護師
生活相談員	2	1	1	1.5	1	社会福祉主事 介護支援専門員
管理栄養士	1	1		1	1	管理栄養士

調理員	7	5	2	6	—	調理師 栄養士
介護支援専門員	2	2		2	1	
医師（嘱託）	(2)		(2)		要数	

6 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～18：00）常勤で勤務します。
事務員	正規の勤務時間帯（8：30～18：00）常勤で勤務します。
介護職員	早番（7：00～16：30または7：15～16：45） 遅番（10：00～19：30または10：15～19：45） 準夜勤（16：00～1：30） 深夜勤（1：00～10：30） 夜間パート（17：00～22：00、22：00～6：00）
看護職員	正規の勤務時間帯（8：15～17：45）、原則として月～土曜日は3～4名、日曜日は2.5名体制で勤務します。 日曜日以外は、遅番（9：00～18：30）を設けます。
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：15～17：45）常勤で勤務します
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～18：00）常勤で勤務します。
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～18：00）常勤で勤務します。
調理員	早番（6：15～15：45）、遅番（10：15～19：45）体制で勤務します。
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～18：00）常勤で勤務します。
医師（嘱託）	内科 毎週木曜日15：00～17：00 隔週火曜日15：00～17：00まで勤務します。 整形外科 隔週水曜日15：00～17：00まで勤務します。

7 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付され、1割をご負担いただきます。

種類	内 容
食 事	<p>食事の提供は、管理栄養士が利用者一人一人の栄養並びに身体の状態及び嗜好を総合的に勘案した栄養計画を基に献立を行い、適切な時間に提供いたします。食事は温冷配膳車を使用し適宜、適温でいただけます。食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して行うように努めていきます。</p> <p>○ 食事開始時間及び食事の場所 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 利用者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂あるいは、お部屋などでとっていただきます。</p> <p>○ 食事の形態 主食：ごはん・おにぎり・おかゆ・おかゆミキサー 副食：常食・刻み食・超刻み食・ミキサー食・ミキサーとろみ食 肉・魚・卵等、アレルギー等のあるものは代替食をご用意いたします。</p> <p>○ 行事食 正月、節分、お彼岸、七夕、敬老の日、クリスマスには行事食をご用意いたします。</p>
排 泄	<p>・利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立についての必要な援助を行います。</p> <p>・排泄に必要なものは施設で用意いたします。トイレはすべて暖房便座を使用しております。</p>
入 浴 ・ 清 潔 等	<p>・1週間に2回、適切な方法により、利用者に入浴していただき、又は清拭いたします。</p> <p>・入浴の形態 一般浴・シャワー浴・チェアー浴・特殊浴</p> <p>・タオル類は、施設にて用意いたします。</p> <p>・プライバシーを守ります。</p> <p>・季節感を味わっていただくため、しょうぶ湯・ゆず湯等を行います。</p> <p>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容や着替えが行われるよう配慮いたします。</p>

機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門に機能訓練指導員を配置し、個人のケアプランに位置付けられた機能訓練を計画的に実施します。 ・ また、リハビリ体操等を通して、体を動かしたり言葉を話す意欲を引き出すような遊びリテーションの実施、又園芸活動や生活環境を整え、生活の中で楽しみながらのリハビリを実施しております。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性化した疾病やその再発予防及び、寝たきりによる合併症の早期発見を目的とした健康管理を行います。病状の変化が見られた際には、本人・家族、嘱託医と相談の上、本人にとって最善と思われる方法がとれるよう考慮していきます。（但し、要介護者の場合、病態が身体症状に反映されにくく、認知症等で苦痛を感じにくくなっていることが多いため、思いがけず急変する可能性があります）協力医療機関への通院は、その介添えをいたします。
入院時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師が常時の医学的管理が必要と判断した場合、本人・家族により積極的治療の希望がある場合、施設内で可能な一時的な治療で改善がみられない場合には入院が考えられます。協力病院入院時には、次の入院時サービスをご利用いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ○入院・病衣申し込みの代行 ○入院の際の必要日用品の準備・補充 ○入院中の洗濯物の洗濯 ○入院経費の支払処理代行 ＊上記に係る費用はご負担いただきます。
相談援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。 ・ 相談時間は午前9時～午後5時30分 電話又は事務室、相談室にて対応いたします。
社会生活の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の生活を生き生きとしたものにするため、適宜レクリエーション行事を企画・実施します。 <ul style="list-style-type: none"> クラブ活動：書道クラブ・音楽クラブ・ちぎり絵クラブ・民謡クラブ・おはなしクラブ（吉田地区長寿まつりや吉田地区老人文化祭にて、クラブ発表をしております） ・ 行政機関に対する手続き及び日常生活品の購入について必要な場合には、代行いたします。 ・ 地域住民、ボランティア団体「その会」と連携及び協力を行う等地域との交流を図ります。また、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て市町村が実施する事業に協力いたします。

<クラブ活動の紹介>

書道クラブ ご利用者の状態に合わせて手本を用意しておりますので、無理なく取り組んでいただけます。

ちぎり絵クラブ 和紙をつかって季節感あふれる作品を作ります。ちぎり絵だけでなく、

折り紙なども取り入れています。

民謡クラブ ご利用者の皆さんになじみのある民謡を、先生の三味線に合わせ唄います。唄えない方も聞くだけでも楽しんでいきます。

音楽クラブ ご利用者の皆さんになじみのある童謡・唱歌などを中心に季節に応じて用意し、先生のピアノに合わせて一緒に歌います。

おはなしクラブ 本や紙芝居で、昔懐かしいおはなし等を聴き、ゆったりとした時間を過ごしています。

(2) 介護保険給付外サービス

以下のサービスにつきましては、自己負担となります。

理 髪	<p>毎月1回（1月を除く）、吉田地区理容組合の出張による理容サービスをご利用いただけます。</p> <p>※ ご利用料金 1回 2,800円</p>
預 り 金 等 管 理 サ ー ビ ス	<p>当施設の入所者預かり金等管理規定に基づき以下のサービスをご利用いただけます。</p> <p>○ 金銭に関する手続き等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金および福祉手当の受領に必要な手続き ・ 医療費を支払う手続き ・ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き ・ 日用品等の代金を支払う手続き <p>上記の支払にともなう預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き</p> <p>○ 重要な書類の保管。</p> <p>「預貯金の通帳」「契約書類」「保険証」「銀行印」「その他、事業者の管理者が適当と認めた書類」</p> <p>※ ご利用料金 月 500円</p>
個 人 の 希 望	<p>○ 趣味活動における材料費</p> <p>○ 特別な食事（ご利用者の希望に基づいた特別な食事）</p> <p>○ 外出時における食事代、入場料等</p> <p>○ 衣類のクリーニング（クリーニング店への依頼）</p> <p>○ 嗜好品（お菓子、たばこ、出前、お酒など）</p> <p>※ 要した費用の実費</p>
そ の 他	<p>○ ご家族が宿泊を希望された場合は食事代をご負担いただきます。</p> <p>朝食：480円</p> <p>昼食：530円</p> <p>夕食：530円</p>

8 利用料（平成21年4月1日現在）

（1）基本料金（一日あたり）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護度別 料金	多床室	6,510円	7,220円	7,920円	8,630円	9,330円
	従来型個室	5,890円	6,600円	7,300円	8,010円	8,710円
自己負担額	多床室	651円	722円	792円	863円	933円
	従来型個室	589円	660円	730円	801円	871円

※従来型個室の利用であっても次のいずれかに該当する場合は、多床室の費用となります。

- ① 感染症や治療上により、一定期間（30日以内）個室が必要と医師が判断した者。
- ② 居住する居室の面積が一定以下あること。
- ③ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室の利用が必要と医師が判断した者。

（2）加算料金（一日あたり）

加算種類	加算料金	自己負担額
1. 日常生活継続支援加算	220円	22円
配置基準を満たした人数の介護福祉士が、日常生活の支援を行っております。 入所者の総数のうち80%（厚生労働大臣が定める施設基準は65%）を超える方々は、要介護4若しくは要介護5の方が占めております。		
2. 栄養マネジメント加算	140円	14円
常勤の管理栄養士を配置し、医師、管理栄養士等が多職種共同により利用者ごとに栄養状態をアセスメントし、個々人の嚥下機能に着目した食物の形状等を含めた栄養ケア計画の策定とこれに基づく栄養管理、定期的な評価等をいたします。		
3. 看護体制加算（Ⅰ）＋（Ⅱ）	120円	12円
常勤看護師1名以上を含む看護職員の配置と24時間の連絡体制を確保しております。		
4. 夜勤職員配置加算	130円	13円
最低基準を1人以上、上回った介護職員の人数で夜勤を行っております。		
5. 個別機能訓練加算（実績）	120円	12円
常勤の機能訓練指導員を配置し、多職種共同により、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施した場合。		

※1. 療養食加算 (対象者のみ)	230 円	23 円
医師の発行する食事せんに基づき提供された特別な食事 (糖尿病食、腎臓病食、胃潰瘍食、高脂血症食等) を提供した場合、1 日 23 円ご負担いただきます。		
※2. 外泊加算 (対象者のみ)	2,460 円	246 円
外泊あるいは入院のためベッドを空ける場合、1 日 246 円ご負担いただきます。 ただし、1 ヶ月に 6 日分、月をまたぐ場合は最大 12 日分をご負担いただきます。		
※3. 経口維持加算Ⅱ (対象者のみ)	50 円	5 円
摂食機能障害があり水のみテストなどで誤嚥が認められる方に対して、経口により食事を摂取していただく場合に、1 日 5 円ご負担いただきます。		
※4. 看取り介護加算		
死亡日以前 4 日以上～30 日以下	800 円	80 円
死亡日の前日・前々日	6,800 円	680 円
死亡日	12,800 円	1,280 円
医師が終末期にあると判断した利用者について、医師、多職種が共同して、本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合。(死亡前 30 日を限度) 退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しません。		

(3) 居住費及び食費 (一日あたり)

居住費 (光熱水費相当)	多床室 400 円 (第 4 段階以上) 従来型個室 1,150 円 多床室 320 円 (第 3 段階以下)
食費 (食材費+調理コスト)	1,540 円 (第 4 段階以上) 1,380 円 (第 3 段階以下)

※外泊あるいは入院のためベッドを空ける場合の居住費及び食費はご負担いたしません。

(4) 低所得者対策

① 特定入所者介護サービス費

低所得者には、居住費・食費が過重な負担にならないように、所得状況により限度額が設定されております。

利用者負担段階		負担限度額 (一日あたり)	
区分	対象者	居住費	食費
第 1 段階	・市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	多床室 0 円	300 円
		従来型 320 円	
第 2 段階	・市町村民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が 80 万以下の方	多床室 320 円	390 円
		従来型 420 円	
第 3 段階	・市町村民税非課税世帯で、上記第 2 段階以外の方	多床室 320 円	650 円
		従来型 820 円	
第 4 段階以上	・上記以外の方	多床室 400 円	1,540 円
		従来型 1,150 円	

②その他低所得者対策として、高額介護サービス費制度、社会福祉法人利用者負担軽減

制度があります。

*①・②のいずれの低所得者対策も保険者への申請が必要となります。申請をして認定を受けるとそれぞれ認定証が発行されます。ご利用の際は必ず事業者にご提示ください。

(5) その他

* ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

* 介護保険からの給付額に変更があった場合あるいは経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

* 利用料の支払は、現金又は銀行口座振込み又は預金口座振替により、指定期日までにお支払いください。

9 協力医療機関

入院治療等を必要とする利用者のために、協力病院を以下のとおり定めております。

協力医療機関の名称	新潟県立吉田病院
所在地	新潟県燕市吉田大保町32番14号
電話番号	(代) 0256-92-5111
協力事項	(1) 診療・治療等適切な処置をとること。 (2) 健康保持に必要な助言を行うこと。 (3) 機械器具の貸与、場所の提供等について便宜を図ること。

協力歯科医療機関

西蒲原歯科医師会より協力歯科医を定期的に派遣していただきますので、定期検診・歯科治療を受けられます。

10 事故発生時の対応方法

・施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するために、必要な措置を講じます。

・事故が発生した場合には、社会福祉法人吉田福祉会「業務マニュアル」に従って、速やかに管理責任者に報告し対応します。また、保険者(市町村)及び家族等への連絡が必要な場合も速やかに対応します。

・事業者の責任により利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。ただし、その損害の発生について利用者の故意または重大な過失が認められる場

合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 1 衛生管理

- ・サービスの提供にあたり、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ・社会福祉法人吉田福祉会「感染対策ガイドライン」に従い感染症を予防するとともに、感染症が発生し、又はまん延しないよう当福祉会設置の感染対策部会との連携の下、必要な措置を講じます。

1 2 緊急時における対応方法

サービス利用中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医もしくは協力医療機関に連絡し、適切な処置を行います。

1 3 非常災害時の対策（平成22年4月1日現在）

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、別途定める「太陽の園消防計画」にのっとり迅速な対応を行います。夜間防災上必要な人員配置を満たし、地域防災協力員を21名委嘱し、非常時には応援が受けられる体制にあります。夜間および昼間を想定した避難訓練を定期的実施し、災害時に備えます。

防火管理者	園長 中野 弘行		
消防計画の消防署への届出日	平成21年4月1日		
防災設備	スプリンクラー	避難階段	屋内消火栓
	避難口（非常口）	防火戸	誘導灯
	自動火災報知設備	非常通報装置	
	防火性カーテン	非常電源設備	

1 4 苦情申立窓口

提供した介護サービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける相談窓口を設置しております。また、利用者からの苦情に関して、市町村・国保連が行う調査に協力し、これらからの指導・助言を受けた場合にはこれに従って必要な改善を行います。

<p>施設内苦情申立窓口</p>	<p>苦情受付担当者 前山智明 酒井なおみ 堀川百合子 番場善夫</p> <p>ご利用時間 午前8時30分から午後5時30分</p> <p>ご利用方法 電話（代）0256-92-3339</p> <p>面接 談話コーナー 食堂内 意見箱 事務室入り口に設置</p> <p>苦情解決責任者 中野弘行</p> <p>第三者委員</p> <p>泉谷 善二 燕市吉田浜首 0256-93-2715 小林 正 新潟市巻甲 0256-72-4434 滝澤 泉 燕市吉田旭町 0256-92-6138</p>
<p>燕市役所 燕庁舎 健康福祉部高齢福祉課 介護保険係</p>	<p>平日（月～金） 午前8時30分から午後5時15分 電話（代）0256-63-4131</p>
<p>新潟県国民健康保険 団体連合会</p>	<p>平日（月～金） 午前8時30分から午後5時15分 電話（代）025-285-3072</p>

1 5 ご家族へのお願い

- 入所当初はできるだけ面会においでください。面会時間は午前8時30分から午後8時までとなっております。
- 面会の際には面会簿に必要事項を記入し職員に提出ください。
- 見舞い金品の持参は職員を通してお渡しください。
- 職員に対しての贈り物、飲食物等の提供は固くお断りいたします。
- 外出・外泊は体調のゆるす限り自由となっております。外出・外泊届に必要事項を記入し、職員にお申し出ください。お電話でもお受けします。
- 主要行事にはご案内を出しますので、できるだけご参加ください。
- 無届出で施設外に出してしまう可能性のある方には、危険防止のため徘徊探知センサーにて対応させていただく場合があります。
- 季節の変わり目には、衣類の入れ替えをお願いいたします。

次の事項について、ご確認をお願い致します。

- 理髪の申込みはどのようにいたしますか。
 - 1 利用者が判断
 - 2 身元引受人が判断
 - 3 担当職員の判断に任せる
 - 4 その他 ()
- 自己負担となる日用品の補充はどのようにいたしますか。
 - 1 利用者が判断
 - 2 身元引受人が行う
 - 3 担当職員が購入代行
- 施設広報誌に利用者の写真や名前を掲載してもよろしいですか。
 - はい
 - いいえ ()
- サービス利用料金の支払いはどうされますか。
 - 口座振替
 - 現金払い

私は、本書面に基づいて太陽の園の職員（職名 _____ 氏名 _____）から上記重要事項の説明を受けて内容を確認しました。

平成 年 月 日

利用者氏名 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人氏名 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

ご利用者が署名捺印できない場合は、身元引受人の方に署名捺印をお願いいたします。